

八重 児 第 364 号

令和 3 年 6 月 18 日

保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘

(公 印 省 略)

国の緊急事態宣言延長に伴う八重瀬町内児童福祉施設の対応等について

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力及び新型コロナウイルス感染症に係る対応等にご尽力いただき感謝申し上げます。

この度、国の緊急事態宣言期間が延長されることにより、八重瀬町は次の通り対応します。

町立小中学校の臨時休校措置が終了することから、町内の保育所等へ「限定保育」を解除し、通常保育実施の依頼をしております。また、放課後児童クラブにおいても、町立小中学校が再開されるため、通常開所を依頼しております。

また、県内の感染状況は依然として高い数値で推移しているため、保護者様のお仕事がお休みなどで、ご家庭でお子様を保育できる場合は、家庭保育の協力をお願いします。併せて、早めにお迎えができる場合もご対応宜しくをお願いします。

【本緊急事態宣言にかかる児童福祉施設関連について】

○緊急事態宣言の延長期間：令和 3 年 6 月 21 日（月）～令和 3 年 7 月 11 日（日）

○八重瀬町内の保育園・放課後児童クラブ・認可外保育園・子育て支援センター・児童館の登園（利用）自粛等について

各児童福祉施設へ登園自粛の要請は行わない（通常保育の実施）。

県外・離島への往来は、自粛要請が発出されているため、往来があった場合やご家庭でお子様を保育できる場合、保護者へ家庭保育協力依頼等を行うことを可とします（保育料の減免無し）。

○これまでの対応方法の継続について

- ・園児等の毎日の健康観察の徹底（登園する前の検温等）。
- ・職員や園児等が体調不良時の登園を控える。

（目安 37.5℃：個人の平熱を十分に配慮しながら柔軟に対応）

- ・園児及びその家族で新型コロナウイルス感染症にかかる事案がある場合の園への報告

の徹底。

・手・指・備品・施設の消毒及び換気の徹底。

・令和3年度保育料減免対象等について

(保育所利用料)

4、5月に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者に特定され登園を控えた園児の保育料については、日割りによる減免計算を行い、7月分の保育料へ充当します。また、町立小中学校の臨時休校措置期間中の6月7日から20日に登園自粛していただいた分につきましても日割りによる減免計算を行い、8月分の保育料へ充当します。

(放課後児童クラブ保育料)

放課後児童クラブより返還した日割り保育料については、町より財政支援を行います。

※本文書は、令和3年6月18日時点のものであり、今後、変更があり得ますのでご留意下さい。

八重瀬町民生部児童家庭課

子育て支援班TEL：098-998-7163